（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　［略］

(2)‖(1)　自己資本比率告示第七十六条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3)‖(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ～ト　略］

［三～十三　略］

［5・6　略］

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条　［略］

［2・3　略］

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　［略］

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　［略］

ロ　内部格付手法が適用されるポートフォリオにおける株式等エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びにこれらのうち次に掲げる区分ごとの額

(1)　［略］

(2)‖(1)　持株自己資本比率告示第五十四条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される株式等エクスポージャー

(3)‖(1)及び(2)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ～ト　略］

［三～十三　略］

［5・6　略］

（別紙様式第二号）

［（第一面）～（第六面）　略］

（第七面）

（単位：百万円、％）

ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［略］

（連結自己資本比率を算出する銀行における連結会計年度の開示事項）

第十二条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［加える。］

(2)‖(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ～ト　同上］

［三～十三　同上］

［5・6　同上］

（銀行持株会社における連結会計年度の開示事項）

第十五条　［同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　［同上］

ロ　［同上］

(1)　［同上］

［加える。］

(2)‖(1)に規定する株式等エクスポージャーに該当しない株式等エクスポージャー

［ハ～ト　同上］

［三～十三　同上］

［5・6　同上］

（別紙様式第二号）

［（第一面）～（第六面）　同左］

（第七面）

（単位：百万円、％）

ＣＲ４：標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果
［同左］